

公的研究費の運営管理体制等について

三重県保健環境研究所（以下、「研究所」という。）は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公的研究費（競争的資金等）に係る運営管理体制を以下のとおり定める。

1 運営・管理責任者

(1) 最高管理責任者

所長

【機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う】

(2) 統括管理責任者（兼 研究倫理教育責任者）

衛生研究室長、環境研究室長、精度管理監

【最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する指導責任と権限を持つ】

【研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ】

(3) コンプライアンス推進責任者

企画調整課長、疫学研究課長、微生物研究課長、衛生研究課長、資源循環研究課長、環境研究課長

【機関内の各課における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。研究倫理に関する知識を定着・更新させるための教育を企画する】

(4) コンプライアンス推進副責任者

企画調整課課長代理、疫学研究課課長代理、微生物研究課課長代理、衛生研究課課長代理、資源循環研究課課長代理、環境研究課課長代理

【コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、コンプライアンス推進責任者に事故があるときは、所管する業務において、本体制におけるコンプライアンス推進責任者が実施すべき事項を代行する】

(5) 研究倫理教育責任者

衛生研究室長、環境研究室長、精度管理監

【研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ】

(6) 監事

特別顧問

【研究活動および研究倫理に関する整備・運用状況等に関する意見を具申する】

2 相談窓口

○三重県保健環境研究所 企画調整室 企画調整課

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

電話：059-329-3800 FAX:059-329-3004
E-mail hokan@pref.mie.lg.jp

3 通報（告発）窓口

2と同様

附則

この体制は、平成20年4月1日から施行する。

この体制は、平成31年4月1日から施行する。

この体制は、令和2年4月1日から施行する。

この体制は、令和4年1月20日から施行する。